

政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月二十日

古賀之士

参議院議長 伊達忠一殿



政府各府省のウェブサイトにおけるクッキー使用に関する第三回質問主意書

私が提出した質問主意書に対する答弁書（内閣参質一九六第一四五号及び内閣参質一九六第一七一号）の内容に疑義があるため、以下質問する。

一 政府各府省のウェブサイトにおいて、プライバシーポリシー等でクッキー使用の有無を明らかにしていないところがあれば、その府省名を示されたい。

二 政府各府省のウェブサイトにおいてクッキーを使用している場合、クッキーの使用により各府省が取得した情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」における開示請求の対象となるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

